岐阜県農村地域工業等導入基本計画

平成9年10月7日

前文

本県は日本のほぼ中央に位置し、平坦地から山岳地まで極めて起状に富んだ地形からなり、古来より「飛山濃水」の地と言われるように、木曽・長良・揖斐の木曽三川をはじめとする豊かな水に恵まれた美濃平野部と、日本アルプスの山並みの連なる飛騨山間部に分かれる内陸県で、多彩な産業活動が展開されている。

農業は美濃平野部においては、水稲作を基幹としつつ園芸特産物等を加えた都市近郊農業が、中山間地及び高冷地においては、稲作、園芸、畜産の複合農業が展開されている。

今後はさらに本県のもつ自然的、社会的条件を生かしながら、国際化・自由化へ対応しうる生産性 の高い農業の確立を目指して農業生産の再編成、構造の改善に努め、個性ある農業生産の構築を図る 必要がある。

一方工業は、地域資源を活用した繊維・衣服・窯業・土石・金属・刃物・木材・木製品等の地場産業が産地を形成してきた。また、これに加え地理的条件等も生かされて高度経済成長期以降、電気機械、輸送用機械及び関連産業の進出、最近では、エレクトロニクス、メカトロニクス等の先端技術産業の立地が進み、県産業のハイテク化が急速に進展している。他方、経済のグローバル化、国際分業が進む中、さらに本県経済の活性化のため地場産業の高付加価値化と時代に沿った新たな産業の創出が必要である。このため従前より「新産業おこし」を重点戦略の一つとして掲げ、ターゲットとなる七つの産業(情報・バイオ・航空宇宙・新素材・デザイン・イベントコンベンション・健康)の重点的育成・振興を図っている。

今後も農村地域へこれらの新規立地企業と農業を含めた地域産業が共存し、地域の活性化に寄与することが期持される。

平成7年の国勢調査結果による本県の就業構造をみると、第一次、第二次産業が減少し、第三次産業への就業が増加している。

また、今後は一層第三次産業へと指向が強まるものと見込まれ、一方で第一次、第二次産業就業者 の高齢化が一段と進むとともに、主婦層を中心に女性の職場進出が高まると予想されるのでこれら就 業者の安定した雇用の場の確保が重要である。

農村地域において農業と工業等の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資するため平成7年度までに 32 市町村で農村地域工業等導入実施計画を策定し、28 市町村において 189 社の企業が立地又は内定 している。

このような情勢の中で今後は農村地域を担う若者層や、高齢者、女性を含むすべての住民が定住の 魅力を持ちうるような環境づくりの一環として、農村地域への計画的な工業等の導入を促進するため 農村地域工業等導入実施計画(以下「実施計画」という。) の策定が必要となる。

なお、この基本計画において「農村地域」とは農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号、以下「法」という。)第2条に基づく、岐阜市、大垣市、多治見市、各務原市、川島町、岐南町、 笠松町、穂積町、兼山町、笠原町を除く89市町村の区域をいう。

1 導入すべき工業等の業種その他農村地域への工業等の導入の目標

(1) 基本的な考え方

農村地域への工業等の導入に当たっては、農村地域における土地利用に関する計画等農村整備の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等環境の保全及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある工業等の導入を図るものとする。

また、工業等の導入が十分に行われず、安定した就業機会が不足している地域に配慮して工業等の立地誘導を行い、均衡ある発展に努めるものとする。

(2) 工業等導入の目標

今後における工業等の立地は、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種土地利用計画との調整を行った結果定められた工業等導入地区(法第5条3項第1の工業等導入地区をいう。以下同じ。)において行われるよう誘導するものとする。

この場合において、既存の工業等導入地区であって、いまだ工業等の導入が十分行われていない地区については広域的な経済圏の形成と工業等の適正配置の観点から見直しを行いつつ、工業等が導入されるよう誘導するものとする。

(3) 導入すべき工業等の業種

農村地域へ導入すべき工業等の業種については、地域資源又は地域に賦存する技術等の資産を活用する工業や農業を支援する企業の振興に努め、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具製造業等における技術先端型業種等雇用効果の大きい内陸型業種を中心とする。また、道路貨物運送業、倉庫業等については道路等交通網の整備状況や広域的にみた物流需要等の立地条件面の整備に配慮しつつ、物流拠点の適正配置に努めるものとする。その他通信業、

なお、既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進するとともに、必要に応じて複数の工業等導入地区にわたる広域的な工業等の配置を進めるものとする。

情報サービス業等についても工業等との一体的立地の促進に努めるものとする。

また、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上、環境の保全に留意したローカルエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、工業等導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした工業等の導入に努める。

この場合において、公害のおそれのない業種又は、公害防止施設を完備した企業の導入を図る等環境保全に配慮するとともに、地域内発的に産業を育成するという観点から地域資源又は地域に賦存する技術等の資源を活用する工業等や農業を支援する機能を有する工業等の振興に努めるよう誘導に配慮するとともに、導入企業は快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放等従業員及び地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。また、外資系企業の導入及び新商品の開発や新分野への進出を目指す新規事業の導入・育成にも配慮する。さらに、工業等の導入に際しては労働力需給等地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業

導入に努めるとともに、導入された工業等の労働力確保にあたっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ公共職業安定所・関係市町村の連携の下に地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれ

たものとなるよう努めるものとする。

この場合において、中高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮するものとする。

2 農村地域に導入される工業等への農業従事者の確保目標

農村地域への工業等導入に伴い増加する労働力需要に対しては、地域農業の担い手の育成、確保に十分配意しつつ、導入された工業等の特質に応じ農業以外の産業に就業を希望する農業従事者(その家族を含む。以下同じ。)からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図るとともに、雇用構造の改善に資するものとする。

この場合において、市町村等は労働力需給の状況等を勘案しつつ農業従事者の就業の意向を把握するとともに、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者の就業の円滑化及び新規学卒者をはじめとする若年層の定着化を図る。また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに地方志向の高まりに対応した人材の地方還流の円滑化に努めるものとする。

3 農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産を推進するため、「ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」(平成6年10月25日緊急農業農村対策本部)の方向に即し、農村地域への工業等の導入と関連づけて農業構造の改善を図るよう努めるものとする。また、「ぎふ21世紀農業ビジョン」において、消費者に信頼される農産物の提供、県農産物のブランド化の推進、企業マインド経営体の育成、地域に即した農業生産基盤の整備、快適で活力ある農村づくりの5本柱を基本方針に掲げ、県ならではの「県民に信頼される農業」と「豊かで住みやすく魅力ある農村」の実現を目指すものとする。

この場合において農村地域への工業等導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業 従事者の地元における安定就業を促進するとともに、工業等の導入により確保された就業機会の質 や量等に配慮し、導入された工業等に就業した農業従事者を含めた地域ぐるみの対応の中で、農業 経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」 という。)等地域の中核的な農業経営への農用地の利用の集積等を進め、企業マインド経営体等の育 成確保及び地域農業の組織化等再編を図ることにより国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立 に努めるものとする。

また、農業を支援する機能を有する工業等と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ 加速的に推進するとともに、農村地域における生活基盤をはじめとする定住条件の整備を一体的に 促進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進めるものとする。 4 農村地域への工業等の導入に伴う工業用地等(工業用地その他工業等の用に供する土地をいう。以下同じ。)と農用地等(農業振興地域の整備に関する法律第3条に規定する農用地等をいう。以下同じ。)との利用の調整に関する方針

農村地域への工業等の導入に当たっては、合理的な土地利用を図ることを基本として、今後とも 農業的な土地利用を図ることが適当である集団的優良農地の保全及び周辺農地への影響を考慮しつ つ、工業等の導入が適正かつ円滑に行われるよう工業用地等と農用地等との利用調整については次 のとおりとする。

- (1) 農振法第8条の規定による市町村整備計画が定められている市町村の区域内に工業等導入地区 を設定しようとするときは、その市町村整備計画の農用地利用計画において農用地区域としてい る区域内は工業等導入地区を設定しないものとする。
- (2) なお、その土地の地形及び広がり等から農用地区域以外の区域に工業等導入地区を設定することが困難であり、かつ工業等導入地区のための農用地利用計画の変更により、変更後の農用地利用計画に支障を及ぼすものでないことが明白であるときは農用地利用計画の変更により工業等導入地区を設定することもやむを得ないものとする。
- (3) 実施計画の見直しにともなって当該工業等導入地区の縮小または取り消しにかかる土地が優良な農用地確保の観点から農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、農用地区域に編入するものとする。

なお、農用地区域に編入出来ない場合は周辺農業及び自然環境等に十分配慮し、周辺の土地利用及び当該地区の土地の形質等に対応して適正に利用されるよう努めるものとする。

- (4) 森林地域で工業等導入地区を設定しようとするときは、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく保安林、保安施設地区及びその予定地、保安林整備臨時措置法(昭和29年法律第84号)に基づく保安林整備計画による保安林指定計画地区並びに森林法に基づく地域森林計画で定める森林機能(木材等生産、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化)の1つがI(高)またはII(中)である森林に、その工業等導入地区を原則として設定してはならないものとする。
- (5) 自然環境の保全等の観点から自然環境保全地域、自然公園の区域、鳥獣保護区、天然記念物等 貴重な動植物の生息地及び自生地、特異な地形及び地質を有する地域等、良好な自然環境を形成 している地域並びにこれらに大きな影響を及ぼすおそれのある周辺地域については、工業等導入 地区の設定は行わないものとする。

5 工場用地等、共同流通業務施設その他の施設の整備に関する事項

農村地域への工業等の導入を促進するためには、将来の見通しを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤をはじめとする定住条件の整備を促進することが重要である。そのため、工場等の立地に必要な用地、共同流通業務施設(トラックターミナル、共同配送センター、倉庫、卸共同流通ターミナル等である。以下同じ。)、道路、工業用水道、通信運輸施設等のハードな産業基盤の整備を計画的に進める。

このため、工業等導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者や下請け 企業の確保、企業情報、技術者情報、受発注情報及び技術情報の入手等のソフトな産業基盤の整備 を一体的に進める。

(1) 工場用地等

工場用地等の計画達成に際しては、地域全体の工業等立地の動向、工場需給状況等導入の可能性を十分に勘案するとともに、優良農用地の保全に配慮しつつ工場用地等の確保を図るものとする。

また、高度な技術に関する情報連絡施設、交流施設、教育訓練施設等のソフトな産業基盤の整備にも努めるとともに、既存の公設の試験研究機関を広く開放することにより企業等と交流・連携等を図るものとする。

(2) 道 路

工場用地等の計画に際しては、東海北陸自動車道、東海環状自動車道、中部縦貫自動車道の整備計画との関連を図り、かつ本県の骨格を形成する一般国道、主要地方道及び県民の生活に密接な関連をもつ一般県道、市町村道による体系的道路網の計画的利用を図る。

(3) 工業用水道

工業用水の水源については、既設の木曽川総合用水等の活用に努めることとするが、新規の水需要や地下水等から工業用水への水源転換に対応し、工業用水道の整備を進めるものとする。

また、自然環境の保全と水源地域の整備を図りつつ利水施設、多目的ダムの建設を促進するものとする。

(4) 共同流通業務施設、通信運輸施設及び生活関連施設

共同流通業務施設、通信運輸施設及び住宅、上下水道、廃棄物処理施設等関連施設は、諸計画に基づいて整備に努めるものとする。

6 労働力需給の調整及び農業従事者の工業等への就業の円滑化に関する事項

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、雇用情報の提供、職業紹介の充実、職業能力開発の推進等に努める。

(1) 雇用情報の提供

導入企業の労働力需要と地域労働力との円滑な結合を促進するため、関係職業安定所等は地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等に関する雇用情報を収集し、農業従事者や企業への提供に努めるものとする。

(2) 職業紹介の充実等

農業従事者がその希望及び能力に応じて導入される工業等に就業できるようにするため、在宅 通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業紹介を実施す るとともに、労働力需要の充実、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努めるものとする。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入される工業等へ円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度、その他助成制度の積極的な活用に努めるとともに、企業が高付加価値分野や新分野への事業展開を図る場合の支援に努める。

また、労働者の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、展用安定事業による助成及び福祉施設の効率的な設置等雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等を図るものとする。

(3) 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、農村地域に導入される工業等への中高年齢者・女性の円滑な

就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の職業訓練施設、企業内職業 訓練に対する助成制度等の活用により、機動的な職業訓練と職場適応訓練等の実施を図るものと する。

また、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力 的な実施、新技術に関する研修の充実及び高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に 資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入 れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう適切な指導援助に努めるものとする。

7 農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産 の基盤の整備及び開発に関する事項

農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を図るため、次の施策を実施する。

(1) 農業構造政策の促進

需要の動向に即応した生産性の高い農業構造を確立するため、県及び市町村の構造政策推進会 議を有効に活用しつつ農業経営基盤強化促進事業の推進を図る。

また、地域の実態に応じ所有権移転、賃貸借、作業の受委託等幅広い形態での担い手層への農用地の利用の集積を進め、企業マインド経営体等の経営親模の拡大、農用地の有効利用及び地域農業の組織化を進める等総合的に施策を推進するものとする。

(2) 農業生産基盤及び農業施設の整備

需要の動向に即応した農業生産の再編成及び農業の生産性の向上を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進するものとする。

(3) 農村地域における定住条件の整備

農村地域における定住条件の整備を推進するため工業等の円滑な導入と安定した就業機会の確保及び総合的な環境の整備を図るよう必要な諸施策を推進するものとする。

8 農村地域への工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項

農村地域への工業等の導入にあたっては、環境基本法、岐阜県環境基本条例等の環境保全関係諸法令に基づき、すぐれた自然の保全、森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理など大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるとともに環境基本計画、岐阜県環境基本計画等の環境保全に関する計画との整合を図るなど農村地域の環境を保全するため、次のことを行うものとする。

(1) 環境影響調査の実施

工業等導入地区の面積が 20ha 以上の場合、その他導入業種及び地域の特性等からみて環境保全上特別の配慮を要する場合には、実施計画の策定に先だって、環境に与える影響を予測調査し、 その結果を踏まえ環境保全に配慮しつつ実施計画を策定するものとする。

また、 開発区域の事業面積が 5ha 以上の場合、岐阜県地域環境保全指針の手続きを行うものと し、岐阜県環境影響評価条例の対象事業となる場合については、当該条例による環境影響評価の手 続きを行うものとする。 なお、生産活動を行う企業が公害防止について万全を期するのは当然のことであるが、導入 後においても必要に応じて県及び関係市町村は監視体制の充実等環境保全の上から適切な対応 に努めるものとする。

(2) 公害防止施設の完備等

導入企業の生産活動により発生又は排出するばい煙、汚水、騒音、振動、悪臭、産業廃棄物等については、これを発生又は排出する企業が自らの責任で、適切な公害防止施設又は廃棄物処理施設を個人又は共同して完備するとともに、自主監視測定体制を整備し、公害関係法令を遵守するものとする。

また、交通量の増加に伴う道路の危険を防止、その他交通の安全と円滑及び道路交通に起因する障害の防止等に配慮するものとする。

(3) 公害防止協定の締結

公害防止に関する諸法令に基づく規制を補完し、公害防止の実行を上げるため、導入企業と地元 市町村との公害防止協定の締結を促進するものとする。

9 その他必要な事項

(1) 農村地域への工業等の導入の広域的推進

農村地域への工業等の導入の円滑な推進を図るためには、近年の工業等立地の動向、在宅通動 通勤圏の広域化、農村地域における労働力の需給状況等社会情勢や、地域の実態の変化に対応し 自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の単位で導入を進め ていくものとする。

特に、中山間地域等立地条件に恵まれない地域については、広域的観点からの工業等導入の趣旨を最大限に生かし、関係する市町村において産業基盤・生活基盤整備の機能分担を図るとともに、一体的な計画策定、企業誘致等への取組を推進することが必要である。

このため、県が策定する指針等により県及び関係市町村は広域的な導入を進めるとともに、地域の実情に応じ法第5条第1項第3号の実施計画(以下「拠点実施計画」という。)及び同条第2項の実施計画(以下「広域実施計画」という。)の制度を活用しつつ工業等の広域的な導入を推進するものとする。

ア 広域的推進のための指針の策定等

県は、地域の中心となる都市との連携や環境の保全に留意しつつ、自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の単位ごとに労働力需要、交通事情、工業立地の状況、農業経営の状況等を把握し、工業等の導入の推進にあたっての指針(以下「広域指針」という。)を策定し、関係市町村の協力の下に広域的な視点に立った工業等の導入を図る。

この場合において、県は、既に策定した広域指針について、今後の産業基盤の整備の進展等による立地条件の変化等を勘案して随時その見直しを行うよう努める。また、広域指針の策定及び 見直しに当たっては、市町村の地域振興に関する計画等との調和に配慮するものとする。

広域の見地から就業機会を確保しようとする市町村は、広域における工業等の導入の可能性を 調査するとともに、県は関係市町村との連携を密にする。

イ 拠点実施計画の策定

県は、拠点実施計画を作成する場合、当該実施計画に係る地区に工業等を導入することにより 当該地区を拠点として周辺の農村地域にも工業等の導入が促進されるよう、自然的、経済的な立 地条件等を勘案して、工業等導入地区の選定を行うとともに、必要な産業基盤の整備を進める等 計画的に導入促進を図るものとする。

ウ 広域実施計画の策定

県は、広域実施計画を作成する場合、当該計画の対象地域が就業機会の特に不足している地域であることに留意し、工業等導入地区については、関係市町村との連携の下に当該地域の特色を十分に踏まえて工業等の導入の可能性を勘案しつつ、工業等導入地区の選定を行うとともに、必要な産業基盤、生活基盤等の整備については、関係市町村における適正な機能分担の下、現在の整備の状況を踏まえ、導入を予定する工業等の特性及びニーズに応じた立地条件等を考慮して進める等計画的に導入促進を図る。

県又は市町村は、広域指針等に即して既存の実施計画の見直しを行い、地域の条件に応じて広域実施計画の制度の利用を図る。

なお、実施計画の見直しに伴って工業等の導入地区を取消す場合は周辺の土地利用、当該地区の土地の形質等に対応して、取消し後の土地が適切に利用されるよう配慮する。

エ 広域的推進のための体制の整備

工業等の導入の広域的推進に当たっては、当該地域に含まれる市町村はそれぞれの特性を生かした均衡ある発展が地域全体として図られるよう工業等導入地区の適切な配置、導入すべき工業等の業種及び規模等について配慮し、県は、それぞれの市町村の特性をいかしながら地域全体として均衡ある発展が図られるよう指導するとともに、そのため生活基盤の整備、アクセス道路の整備等について配慮する。

また、県は関係市町村の連携協力体制の整備に努め、一体的な企業誘致等の活動が円滑に行われるように指導するとともに、広域指針等の対象地域における工業等の導入の状況、労働力需給の見通し、農業構造の改善の状況等について、各種の情報を関係市町村に提供するよう努める。

(2) 工業等導入地区に関する情報の周知徹底及び立地後の企業の指導

工業等導入地区に関する情報、法に基づく企業の優遇措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、工業等導入地区への工業等の導入の斡旋活動を積極的かつ継続して進める。

特に、道路貨物運送業、倉庫業等については、関連業種との一体的な立地の推進にも配慮しつつ、その一層の推進を図る。

また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導を行うものとする。

(3) 下請関連企業及び地元中小企業の育成

農村地域に導入された工業等の円滑な活動を確保するため、過密公害移転等貸付制度等中小企業に対する立地関係助成制度等を活用し、下請関連企業の移転を円滑に進めるほか、地元中小企業を積極的に育成するものとする。

(4) 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止、新規学卒者等若年者の地元就職及びUターン・J

ターン・ I ターン希望者の雇用機会の確保に資するよう、工業等の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等総合的に進める。

(5) 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への工業等の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との 連携に留意しつつ、その円滑な実施が図られるよう努めるものとする。

(6) 農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の参画を図り、工業等の導入の円滑な実施が 図られるよう努めるものとする。

また、導入後も企業が円滑に定着出来るようにこれらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮するものとする。

(7) 連絡調整体制の確立

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため県は市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(8) 農村地域工業導入促進センターの活用

農村地域への工業等導入を円滑に推進するため、農村地域への工業等の導入に関する情報の収集および提供、地方公共団体と企業との間に立った斡旋活動、広域指針、実施計画の策定等に関する助言、立地企業の情報交換・交流促進等を行う財団法人農村地域工業導入促進センターの活用に努めるものとする。

(9) その他

- ア 農村地域への工業等の導入に当たっては、土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることの ないよう配慮するものとする。
- イ 新たな実施計画の策定に当たっては、既存の実施計画の進捗状況、地域住民の意向、産業関連施設の整備状況、農業の基礎条件の整備等から工業等の導入がされるよう、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動の実施等工業等導入の基本となる諸条件が整う場合に行うものとする。
- ウ 既存の実施計画についても、いまだ工業等の導入が十分行われていない工業等導入地区について は、諸情勢の変化に対応して当該実施計画の見直しを行うよう指導するものとする。

なお、当該実施計画の変更に当たっては、地域住民の意向を充分に反映されること及び工業等 導入地区の土地の地権者(実施計画策定時における土地の地権者を含む。)の利害関係を充分に調 査の上行うことに留意するものとする。